

第 83 号議案

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険税条例（平成 18 年加東市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 号中「33 万円」を「43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「33 万円」を「43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第 23 条の 2 中「総所得金額」を「総所得金額及び山林所得金額」に改め、「第 3 号において同じ。）」の右に「及び山林所得金額」を加える。

附則第 7 項中「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）」を「所得税法」に改め、「同条中

「法第703条の5に規定する総所得金額」の右に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の加東市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第83号議案 要旨

加東市国民健康保険税条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、軽減判定所得基準に関する規定について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 個人所得課税の見直しに伴い、軽減判定所得基準を次のように改める。（第23条関係）

	現 行	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額（33万円）	基礎控除額（43万円） + 10万円 ×（給与所得者等の数－1）
5割軽減基準額	基礎控除額（33万円） + 28.5万円×（被保険者数）	基礎控除額（43万円） + 28.5万円×（被保険者数） + 10万円 ×（給与所得者等の数－1）
2割軽減基準額	基礎控除額（33万円） + 52万円×（被保険者数）	基礎控除額（43万円） + 52万円×（被保険者数） + 10万円 ×（給与所得者等の数－1）

(2) 軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備に伴い、所要の改正を行うこと。（第23条の2及び附則第7項関係）

3 施行期日 令和3年1月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 3 万円を超える場合には、6 3 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には、1 9 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が <u>3 3 万円</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 3 万円を超える場合には、6 3 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には、1 9 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が <u>4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条</u></p>

_____を超えない世帯に係る納税義務者
ア～カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額
の合算額が33万円

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万
5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額
の合算額が33万円

第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に
規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満
の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える
者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収
入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を
有する者を除く。の数の合計数(以下この条において「給与
所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万
円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じ
て得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
ア～カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額
の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民
健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者
等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者
等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し
た金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万
5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額
の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民
健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第13条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項について同じ。））」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」_____とあるのは「総所得金額（第13条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」_____

等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第13条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項について同じ。））」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及び山林所得金額」_____とあるのは「総所得金額（第13条第9項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」_____

_____」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額_____」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」

_____とする。

山林所得金額」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法_____第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。